

定例監査結果報告

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

市民局（区政部，市民活躍推進部）

建設局（全国都市緑化フェア推進室，百年の杜推進部，下水道経営部，

下水道建設部，下水道管理部，八木山動物公園）

各区役所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の監査は，仙台市監査基準に従い，収入事務，支出事務，契約事務及び財産管理事務等に関し，法規性，正確性等の観点から，令和4年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，令和4年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和4年10月3日から令和5年2月1日まで

5 監査の結果

事務事業について，一部に改善を必要とする事項が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事項は，次のとおりである。

（改善を要する事項）

(1) 不適切な契約事務について

契約の締結に当たっては，仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号），契約事務の取扱いに関する要綱（平成元年3月31日市長決裁）及び仙台市契約業者指名基準（平成元年8月3日市長決裁）に基づき，実際に履行可能な業者を選定し，適正に契約事務を行う必要がある。

ところが，泉区中央市民センターにおいては，将監市民センター廃棄物収集運搬処分業務委託について，本件で必要となる処分業許可を持たない業者から見積りを徴取し契約していた。

契約事務の取扱いに当たっては，関係法令等に則り，適正に処理する必要がある。

（泉区役所）